

後環生第 8 2 6 号

平成 2 9 年 7 月 1 4 日

有限会社 J R T トレーディング

取締役

様

北海道後志総合振興局長 勝木 雅嗣



自然公園法違反行為等について

貴社が磯谷郡蘭越町字湯里 680-9 において行った木竹の伐採は、平成 29 年 6 月 27 日付後環生第 97-18 号指令に付した条件の期間前に着手しているため、自然公園法第 32 条の規定により許可に付した条件に違反しており、また、同地において行った土地の形状変更は、自然公園法第 20 条第 3 項の規定に違反しています。

さらに、このことは、平成 29 年 4 月 3 日付けで契約した道有林野賃貸借契約書第 9 条第 1 項の規定に定める善良な管理者の注意義務を怠るものです。

これらの行為がなされたことは誠に遺憾であり、今後は自然公園法及び道有林野賃貸借契約を遵守し、再びこのような行為を起こさないよう厳重に注意します。

また、行為のあった場所の恒久的な環境保全対策及び土砂の流出を防ぐための安全対策についての計画書を、平成 29 年 7 月 24 日までに提出してください。

(保健環境部環境生活課主査 (自然環境))

(森林室管理課管理係長)

